

広島市開発登録簿調書

登録番号

25

当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	広島市指令指宅 第 26 号		
		年 月 日	平成 8 年 4 月 9 日		
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	東京都渋谷区渋谷一丁目16-14 東京都中央区東橋一丁目7-1 大阪府中央区東心斎橋一丁目20-16 東急建設株式会社 代表取締役 五島 哲 戸田建設株式会社 代表取締役 戸田 守二 東泉不動産株式会社 代表取締役 臼井 周		
	工 事 施 行 者	住 所	東京都渋谷区渋谷一丁目16-14 東京都中央区東橋一丁目7-1		
		氏 名	東急建設株式会社 代表取締役 五島 哲 戸田建設株式会社 代表取締役 戸田 守二		
	許可に基づく地位の承継	承継または受 理	番 号	広島市指令指宅第 191 号	
			年 月 日	平成 8 年 11 月 5 日	
		承継した者	住 所	東京都渋谷区渋谷一丁目16-14号 東京都中央区東橋一丁目7-1号 東急建設株式会社 代表取締役 五島 哲 戸田建設株式会社 代表取締役 戸田 守二 大阪府中央区東心斎橋一丁目20-16号 東急建設株式会社 代表取締役 五島 哲 東泉不動産株式会社 代表取締役 臼井 周	
			氏 名	東急建設株式会社 代表取締役 五島 哲 戸田建設株式会社 代表取締役 戸田 守二 東泉不動産株式会社 代表取締役 臼井 周	
		工事施行者	住 所		
氏 名	同 上				
承 継 の 原 因 等	所有権の移転の為				
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称および地番	広島市安佐南区沼田町大字伴字栗ノ木 4395 番外 183 号			
	開 発 面 積	430.960.31m ²			
	予定建築物の用途	住宅、学術・研究・研修施設及び商業施設			
	宅地区画および戸数	1.013 区画			
	区域および地域等	区 域	市街化区域・市街化調整区域		
地域・地区					
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	・建ぺい率 ・容 積 率 ・高さの限度 ・壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)				
予 定 工 期	着 手	平成 8 年 10 月 1 日			
	完 了	平成 8 年 12 月 20 日			
工 事 完 了	検 査	広 指 宅 第 300 号平成 12 年 5 月 29 日(第1区、第2区)			
	公 告	広島市告示第 23 / 号平成 12 年 5 月 29 日(")			

番 号	年 月 日	内 容
広島市指令指宅第 131 号	平成 8 年 4 月 25 日	変更許可 (開発面積 580,627.54m ² , 予定建築物の用途、住宅(予定・集合)・学術・研究・ 研修施設及び商業施設)
広島市指令指宅第 114 号	平成 13 年 5 月 22 日	地位承継 (承継者) 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号 東急建設(株) 代表取締役 井原 国芳 東京都中央区東橋一丁目7番1号 戸田建設(株) 代表取締役 戸田 守二 大阪府中央区東心斎橋一丁目20番16号 東泉不動産(株) 代表取締役 菅崎 清貞 (工事施行者) 同上 (承継の原因等) 所有権の移転の為
広島市指令指宅第 121 号	平成 13 年 7 月 30 日	第2区、第3区
広島市指令指宅第 122 号	平成 13 年 7 月 30 日	